

広告募集案内【企画提案募集】
(施設広告掲出仕様書)

金沢区役所に広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■募集概要

名 称	金沢区役所動画広告用モニター等設置の募集について
内 容	<p>金沢区役所の2階待合スペースに、待ち時間の環境改善とタイムリーな行政情報提供を目的として、行政情報及び広告が可能なモニター等を設置していただく事業です。広告事業を活用し、その他行政サービスの向上に繋がる企画を募集します。</p> <p>屋外広告物には該当しません。</p>
施設所在地（場所）	横浜市金沢区泥亀2-9-1（横浜市金沢区役所）
施設の利用者数・利用者層	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢区の住民登録者数：194,360人（令和4年度末時点） ・金沢区役所の正規職員数（保育園・土木事務所含まない）：310名（令和5年11月1日時点） ・マイナンバー関連窓口への各種手続件数：月に1,300件～3,300件 ・戸籍担当及び登録担当への各種届出件数：月に2,000件～4,400件 ・住民票発行件数（年間）：56,665件 ・印鑑証明書発行件数（年間）：32,348件 <p>※金沢区総合庁舎には、金沢公会堂及び金沢消防署が併設されており、区役所利用者以外の来庁もあります。</p>
広告設置場所	金沢区役所2階 戸籍課・保険年金課待合スペース（別紙1参照）
広告掲出可能スペース	<p>○天井吊り下げ式 4か所（55型程度のモニターを設置可能）</p> <p>○広告用ラックの設置を希望される場合には、最大2台とし、予め金沢区役所総務課と協議いただき、サイズ及び位置は業務及び来庁者の動線に支障がないものとしてください。（後述の写真を参照）。</p> <p>（1台目：概ね横幅80cm×奥行40cm×高さ120cm程度）</p> <p>（2台目：概ね横幅90cm×奥行5cm×高さ110cm程度）</p>
広告掲出期間	<p>令和6年4月1日～令和11年3月31日</p> <p>※会計年度ごとに各モニター等の設置にかかる使用許可を受けていただく必要があります。（下記「広告掲出にあたっての留意点」参照）</p>

■申込み、選定のスケジュール

申込期間	令和5年11月30日（木）～令和5年12月21日（木）
提案内容評価	<p>令和6年1月上旬</p> <p>提案内容評価においては、不明な点がある場合には申込者に対するヒアリングを行う場合があります。</p> <p>その場合の日時等の詳細については、後日お知らせします。</p>
選定結果通知	令和6年1月下旬

■ 申込手続

申込条件	申込みは広告代理店に限らせていただきます。
申込方法	令和5年12月21日(木)午後5時00分までに、広告企画書を下記申込み・お問合わせ先まで持参、電子メール又はFAX等でご提出ください。 ※お申込み時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主の審査を受けてください。
広告企画書 記載事項	(1) 行政情報の表示機能 (2) 広告用モニターの様式 (3) 広告及び行政情報の放映時間(番組構成) (4) 類似物の設置実績 (5) 市に支払う広告料(年額) (6) 掲出期間における収支計画

■ 選定手続

評価項目 評価基準	(1) 行政情報の表示機能	行政からの要望がある際に、行政情報を放映する機能があるか。また、行政情報は動画、静止画のいずれの形態でも放映できるか。
	(2) 行政情報及び広告番組構成のバランス、運用の弾力性	行政情報枠、広告枠の放映時間に大幅な偏りがないか、また柔軟に変更できるかを評価する。
	(3) 緊急時の広報	災害発生時、緊急的に来庁者へ知らせる機能を有するか、またその機能の内容はどうかを評価する。
	(4) 行政情報更新時の操作性	行政情報を、提案者による操作により、迅速かつ柔軟に更新できる仕組みとなっているか。
	(5) 広告更新作業時の制限	広告を更新する際、モニターの放映を中断することなく作業を行えるか。また、施設側の対応を要さないか。
	(6) 障害対応に対する考え方	障害発生防止策と障害発生時の対応について評価する。
	(7) 安全性等	地震等の際に来庁者に影響が生じないよう表示板設置上の対策や保険加入等の措置がとられているか、またそれらに問題があった際にすぐに対応がとれるか。
	(8) 設置実績	自治体向け広告モニター設置事業の過去5年間における実績数を評価する。
	(9) 収支の妥当性	根拠が明確な資金計画であるか、本事業により申込者が得る収益が適正であるか。
	(10) 地域活性化への貢献	地域経済への貢献として、広告枠を区内又は隣接区や鉄道沿線区を含む市内事業者から選定しているか。また、良質な媒体を継続的に提供することがうたわれているか。
	(11) その他行政サービスの向上等につながる提案	その他本市の行政サービス向上や経費削減効果につながる提案がなされているか。
評価方法	<p>○金沢区に設置する広告事業選考会において、上記評価項目に従い、広告企画書に記載された提案内容を、事前に定めた採点方法等により総合的に評価します。</p> <p>○評価の結果、最も優れた提案を行った申込者を掲載予定者(広告掲出事業者)として選定し、広告掲出についての交渉を行います。</p> <p>※申込者が1者であった場合にも、最低基準を満たすことについての評価を行います。</p> <p>※最低基準を満たす提案がない場合は、再度募集を行います。</p> <p>※評価の結果同点となった場合は、委員会の会長が決定します。</p>	

■ 広告掲出にあたっての留意点

<p>広告の条件</p>	<p>○広告内に「広告」である旨を明記するなど、施設の利用者等が見て、広告であることが明らかとなるような措置を施してください。</p> <p>○横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、その他の広告関連規程を遵守してください。また、そのために広告事業者内部及び外部において審査機関を通すなど、組織的なチェック体制を整えること。</p> <p>○行政庁舎内での放映という特性を鑑み、広告業種については同業種、類似業種に偏ることなく多様性を確保すること。</p> <p>○市民から見て公平・中立な放映とすること</p> <p>○広告は音声のないものとする</p> <p>○その他以下に掲げる広告は掲出できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離婚にかかわる業種内容の広告（例：弁護士の離婚相談等）
<p>広告の制作等</p>	<p>○広告掲出の 20 営業日前までに広告原稿を提出し、「広告条件」（上記条件）について広告内容の審査を受けてください。</p> <p>○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合がありますが、その場合であっても広告料は減額いたしませんのでご注意ください。</p> <p>○行政情報広告モニター等の設置、撤去等の作業は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。</p>
<p>財産の使用許可</p>	<p>行政情報広告モニター等の設置する箇所について、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受けていただき、広告料とは別に、使用許可に係る使用料をお支払いいただく必要があります。</p>
<p>その他</p>	<p>広告掲出期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。</p>

■ 申込み・お問い合わせ先

<p>担当課名 担当者</p>	<p>横浜市金沢区総務課 水野</p>
<p>所在地</p>	<p>横浜市金沢区泥亀二丁目 9 番 1 号</p>
<p>TEL/FAX</p>	<p>TEL 045-788-7708 / FAX 045-786-0934</p>
<p>Eメール</p>	<p>e-mail kz-yosan@city.yokohama.jp</p>

次頁あり

■募集対象施設・広告掲出場所等の写真



2階戸籍課・保険年金課待合スペース①



2階戸籍課・保険年金課待合スペース②



広告用ラック設置例①



広告用ラック設置例②

広告企画書（施設広告：企画提案募集）

横浜市長

次のとおり企画内容を提案します。

申込者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX		
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広告主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申込内容	募集対象事業名称	金沢区役所動画広告用モニター等設置の募集について		
	企画詳細	別紙企画書添付（様式は自由） ※広告募集案内の「広告企画書記載事項」を必ず記載してください。		
	個人情報の収集	有・無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） □名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢 □性別 □その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）	
誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 			

※ ご記入いただいた E メールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）